

令和 8 年 3 月 23 日  
生活支援部医療保険課

## 国民健康保険料の改定等について

### 1 保険料算定の基本的考え方

- 特別区においては、統一保険料方式を採用しており、原則として本区の保険料については特別区統一保険料とする。
- 保険給付等に要する経費として東京都が決定する「国民健康保険納付金」等を賦課総額として、これを、被保険者からの保険料収入で賄うことを基本として保険料を算出する。
- 令和 8 年度より、子育て世帯を支援するための制度として、子ども・子育て支援金が新設される。
- 負担抑制のために特別区独自に実施されていた激変緩和措置が、令和 8 年度基準保険料率算定で納付金組入率 100% を達成し、負担抑制が解消される。今後は、都内保険料水準の完全統一に向けて、都と連携しつつ、法定外繰入の解消が求められる。

### 2 令和 8 年度国民健康保険料案

上記の考え方による保険料率案は、以下のとおりである。

項目		令和 8 年度	令和 7 年度	増減
基礎分	所得割率	7.51%	7.71%	△0.20 P
	均等割額	47,600 円	47,300 円	+300 円
後期分	所得割率	2.80%	2.69%	+0.11 P
	均等割額	17,600 円	16,800 円	+800 円
介護分	所得割率	2.43%	2.25%	+0.18 P
	均等割額	17,800 円	16,600 円	+1,200 円
子ども分	所得割率	0.27%	-	皆増
	均等割額	1,873 円	-	皆増
一人当たり 保険料合計		202,283 円	192,238 円	+10,045 円

- ※ 子ども分均等割額は18歳以上被保険者均等割額を含む。
- ※ 均等割額の軽減措置について、5割軽減に使われる判定所得を30万5千円から31万円に、2割軽減に使われる判定所得を56万円から57万円に、それぞれ引き上げ

### 3 令和8年度年間保険料試算

別紙1のとおり

### 4 政令指定都市との保険料率比較

別紙2のとおり

### 5 今後の予定

江東区国民健康保険条例改正案を令和8年第1回区議会定例会に追加提出予定

# 別紙 1

## 3 令和8年度年間保険料試算[単位：円]

①年金受給者(65歳以上)1人世帯 [世帯主(65歳)のみ] ※基礎+支援

年 収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和7年度	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259
令和8年度	19,560	19,560	100,617	216,757	301,814	388,418	476,053	563,688	654,416	752,361
増 減	330	330	457	△ 223	△ 965	△ 1,721	△ 2,486	△ 3,251	△ 4,043	△ 4,898

②年金受給者(65歳以上)2人世帯 [世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)] ※基礎+支援

年 収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和7年度	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359
令和8年度	39,120	39,120	113,657	281,957	367,014	453,618	541,253	628,888	719,616	817,561
増 減	660	660	677	877	135	△ 621	△ 1,386	△ 2,151	△ 2,943	△ 3,798

③給与所得者(65歳未満)1人世帯 [世帯主(35歳)のみ] ※基礎+支援

年 収	108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
令和7年度	-	156,660	229,460	306,420	389,620	472,820	560,180	653,780	752,580	-
令和8年度	19,560	156,959	229,129	305,423	387,903	470,383	556,987	649,777	747,722	850,822
増 減	-	299	△ 331	△ 997	△ 1,717	△ 2,437	△ 3,193	△ 4,003	△ 4,858	-

④給与所得者(65歳未満)3人世帯 [世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)] ※基礎+支援

年 収	108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
令和7年度	-	172,685	293,560	402,570	485,770	568,970	656,330	749,930	843,530	-
令和8年度	48,900	173,259	294,329	403,223	485,703	568,183	654,787	747,577	840,367	923,160
増 減	-	574	769	653	△ 67	△ 787	△ 1,543	△ 2,353	△ 3,163	-

⑤給与所得者(65歳未満)1人世帯 [世帯主(40歳)のみ] ※基礎+支援+介護+子ども

年 収	108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
令和7年度	-	193,285	281,835	375,445	476,645	577,845	684,105	797,955	918,130	-
令和8年度 (子ども含む)	25,440	200,589	291,659	387,933	492,013	596,093	705,377	822,467	937,396	1,043,196
令和8年度 (子ども除く)	24,900	196,386	285,566	379,842	481,762	583,682	690,698	805,358	917,722	1,020,822
増 減 (子ども含む)	-	7,304	9,824	12,488	15,368	18,248	21,272	24,512	19,266	-
増 減 (子ども除く)	-	3,101	3,731	4,397	5,117	5,837	6,593	7,403	△ 408	-

⑥給与所得者(65歳未満)2人世帯 [世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)] ※基礎+支援+介護+子ども

年 収	108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
令和7年度	-	241,705	362,535	456,145	557,345	658,545	764,805	878,655	986,680	-
令和8年度 (子ども含む)	50,880	251,469	376,459	472,733	576,813	680,893	790,177	903,886	1,004,396	1,110,196
令和8年度 (子ども除く)	49,800	246,186	368,566	462,842	564,762	666,682	773,698	884,977	982,922	1,086,022
増 減 (子ども含む)	-	9,764	13,924	16,588	19,468	22,348	25,372	25,231	17,716	-
増 減 (子ども除く)	-	4,481	6,031	6,697	7,417	8,137	8,893	6,322	△ 3,758	-

※令和7年度税制改正（給与所得控除の見直し）により、給与所得者均等割のみ世帯の収入上限が98万円から108万円に改正  
 ※給与所得者年収108万円及び1,000万円の令和7年度数値は資料がないため未記載

4 政令指定都市との保険料率比較

(基礎分+後期高齢者支援金分)

	令和7年度		令和6年度	
	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)
特別区	10.40%(15/21番目)	64,100円(14/21番目)	11.49%(8/21番目)	65,600円(11/21番目)
札幌市	12.13%	69,690円	12.59%	69,480円
仙台市	11.43%	73,360円	11.97%	72,510円
さいたま市	9.73%	51,800円	9.61%	47,200円
千葉市	9.99%	66,600円	9.85%	63,960円
横浜市	11.15%	53,170円	11.48%	52,510円
川崎市	10.56%	55,913円	10.84%	57,987円
相模原市	9.10%	62,000円	9.10%	62,000円
新潟市	10.70%	56,100円	10.70%	56,100円
静岡市	8.65%	64,200円	8.65%	64,200円
浜松市	9.55%	66,000円	9.55%	66,000円
名古屋市	11.37%	65,443円	11.89%	65,123円
京都市	10.94%	63,950円	10.47%	57,530円
大阪市	12.32%	89,793円	12.68%	92,101円
堺市	12.32%	89,793円	12.68%	92,101円
神戸市	10.76%	78,410円	11.60%	78,280円
岡山市	11.10%	66,480円	11.10%	66,480円
広島市	11.08%	80,422円	10.65%	76,420円
北九州市	11.71%	71,360円	11.71%	71,380円
福岡市	9.24%	58,934円	9.66%	59,012円
熊本市	10.96%	79,800円	10.96%	79,800円

※1人当たり保険料については、公表しておらず、各市の所得が分からないため、算定はできない。

また、上記の特別区の欄にある順位は、政令指定都市を含めた21都市の中で、何番目に所得割率や均等割率が高いかを示している。

(参考) 令和8年度特別区基準保険料率案【最終案】と令和7年度の比較(基礎分+後期高齢者支援金分)

	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)
特別区	10.31%(15/21番目)	65,200円(13/21番目)